

技能講習テキスト「玉掛け作業の知識」新旧対照表 (3訂第8版1刷⇒3訂第9版1刷)

項目	テキスト ヘーペン	項目番	行・図表	新 (3訂第9版1刷)	旧 (3訂第8版1刷)
表紙				表紙・背表紙・裏表紙 3T-9H-1Z	表紙・背表紙・裏表紙 3T-8H-1Z
奥付				2026年2月20日 3訂第9版1刷	2025年3月10日 3訂第8版1刷
第1章 クレーン等に関する知識	3	1. 1. 2		(3) 横行 テルハの場合はI型レールに沿って移動することを横行といいます。	(3) 横行 テルハの場合はランウェイに沿って移動することを横行といいます。
	4	1. 1. 3		(2) 定格荷重 ② ジブやブームを有するクレーン、…その構造および材料に応じて負荷させることができる最大の荷重(定格総荷重)から、	(2) 定格荷重 ② ジブやブームを有するクレーン、…その構造および材料に応じて負荷させることができる最大の荷重から、
第2章 玉掛けに必要な力学に関する知識	48	2. 6		玉掛け用具を…また、玉掛け用具の破断力と、	玉掛け用具を…また、玉掛け用具の破断荷重と、
第3章 玉掛け用具の選定と使用方法	59	3. 2. 1		(3) つり角度とワイヤロープや荷にかかる力の関係 つり角度の大きさが変わると、…水平方向の圧縮力Pが大きくなり、ワイヤロープの張力Tも大きくなります。	(3) つり角度とワイヤロープや荷にかかる力の関係 つり角度の大きさが変わると、…水平方向の圧縮力Pが大きくなるため、ワイヤロープの張力Tも大きくなります。
	60	3. 2. 1		(4) つり角度、つり点数に対する玉掛け用ワイヤロープ張力 玉掛け用ワイヤロープ1本にかかる張力と、つり角度とつり点数の関係をまとめたのが表3-4です。	(4) つり角度、つり点数に対する玉掛け用ワイヤロープ張力 玉掛け用ワイヤロープ一本にかかる張力と、つり角度とつり点数の関係をまとめたのが表3-4です。
	66	3. 2. 3(1) (2)		(1) b. ① 表3-5から、つり角度30°の張力係数は、 $0^\circ < \alpha \leq 30^\circ$ より1.04となります。 質量/つり点数*張力係数=3.0/2*1.04=1.56(t) (2) b. ①質量/つり点数*張力係数=6/4*1.16=1.74(t)	(1) b. ① 表3-5から、つり角度30°の張力係数は、 $0^\circ < \alpha < 30^\circ$ より1.04となります。 質量/掛け本数*張力係数=3.0/2*1.04=1.56(t) (2) b. ①質量/掛け本数*張力係数=6/4*1.16=1.74(t)
	73	3. 4. 2		⑥ 材質がポリプロピレンから成るものは、紫外線に比較的弱いので、使用時以外は直射日光の当らない場所で保管すること。	⑥ ポリプロピレンから成るものは、紫外線に比較的弱いので、屋外で常時使用しないこと。
	76	3. 5		⑤ 横つりクランプを使用する場合は、掛け幅角度(図3-29のθ)は30°以内とすること。	⑤ 横つりクランプを使用する場合は、掛け幅角度(図3-29のθ)は30°以内とすること。
第6章 関係法令	132			労働安全衛生法(抄) 改正令和7年5月14日法律第33号	労働安全衛生法(抄) 改正令和4年6月17日法律第68号
	132			労働安全衛生法施行令(抄) 改正令和7年2月19日政令第35号	労働安全衛生法施行令(抄) 改正令和6年11月1日政令第342号
	133			第4条 労働者及び労働者以外の者で労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するものは、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。 ※令和8年4月1日から施行	第4条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。
	135			第25条の2 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い作業従事者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。 一 作業従事者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。 二 作業従事者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。 三 前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、作業従事者の救護に関し必要な事項を行うこと。 ※令和8年4月1日から施行	第25条の2 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。 一 労働者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。 二 労働者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。 三 前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、労働者の救護に関し必要な事項を行うこと。
	135			第26条 労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。 ※令和8年4月1日から施行	第26条 労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。
	136			第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者が、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。 ※令和8年4月1日から施行	第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

項目	テキスト ページ	項目番	行・図表	新 (3訂第9版1刷)	旧 (3訂第8版1刷)
	136			<p>第37条</p> <p>3 第1項の許可申請は、厚生労働省令で定めるところにより、別表第1に掲げる機械等に係る特定機械等ごとに厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録設計審査等機関」という。）が行った当該申請に係る特定機械等の設計が前項の基準のうち特定機械等の構造に係る部分に適合しているかどうかの審査（以下「設計審査」という。）の結果を記載した書類を添付して行わなければならない。ただし、第53条の2第1項の規定により都道府県労働局長が当該申請に係る特定機械等の設計審査の業務を行うときは、この限りではない。</p> <p>※令和8年4月1日から施行</p>	新設
	137			<p>第38条</p> <p>特定機械等（別表第1第1号、第2号、第4号及び第8号に掲げる機械等に係るものに限る。以下この項及び次項並びに次条第1項において同じ。）を製造し、若しくは輸入した者、……（略）</p> <p>※令和8年4月1日から施行</p>	第38条 特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、……（略）
	138			<p>第39条</p> <p>登録設計審査等機関は、前条第1項又は第2項の検査（以下「製造時等検査」という。）に合格した移動式の特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。</p> <p>※令和8年4月1日から施行</p>	第39条 都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関は、前条第1項又は第2項の検査（以下「製造時等検査」という。）に合格した移動式の特定機械等について、厚生労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。
	138			<p>第42条</p> <p>2 事業者は、前項の機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、労働者に使用させてはならない。</p> <p>3 事業者（厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する者に限る。）又は個人事業者（これらの者が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者（以下「作業従事役員等」という。）は、自ら第1項の機械等を使用して、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合には、当該機械等については、同項の規格又は安全装置を具備しなければ、これを使用してはならない。</p> <p>※令和9年4月1日から施行</p>	新設
	142			労働安全衛生規則（抄） 改正 令和7年11月18日厚生労働省令第113号	労働安全衛生規則（抄） 改正 令和6年12月11日厚生労働省令第160号
	150			クレーン等安全規則（抄） 改正 令和7年2月25日厚生労働省令第14号	クレーン等安全規則（抄） 改正 令和6年4月30日厚生労働省令第80号
	166			労働基準法（抄） 改正 令和6年5月31日法律第42号	労働基準法（抄） 改正 令和4年6月17日法律第68号